

玉掛業務従事者安全衛生教育講座のカリキュラムについて

当協会の玉掛業務従事者安全衛生教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 60 条の 2、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」、「玉掛業務（労働安全衛生法施行令第 20 条第 16 号の業務）従事者安全衛生教育について（基発第 709 号平成 5 年 12 月 22 日）」に基づく「玉掛業務従事者安全衛生教育カリキュラム」による教育です。科目と時間は下記のとおりです。

玉掛業務従事者安全衛生教育講座

科目	時間
1 最近の玉掛用具等の特徴	1.0 時間
2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	2.5 時間
3 災害事例及び関係法令	1.5 時間

合計 5.0 時間

令和 6 年 7 月 1 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

